二　当該内国法人が当該特定適格組織再編成等により移転を受けた資産の当該移転の直前の移転時価資産価額が当該直前の移転簿価資産価額を超える場合（その超える部分の金額（以下この号において「移転時価資産超過額」という。）が特例切捨欠損金額以下である場合を除く。）　適用期間内の日の属する事業年度における当該事業年度の適用期間の特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額は、当該特定資産譲渡等損失額のうち、移転時価資産超過額から特例切捨欠損金額及び実現済額（当該事業年度前の適用期間内の日の属する各事業年度の特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の合計額をいう。）の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

8　前項の規定は、同項の内国法人の特定組織再編成事業年度（同項第二号に掲げる場合には、特定組織再編成事業年度後の適用期間内の日の属する事業年度（同号に定めるところによる特定資産譲渡等損失額が同号に規定する控除した金額に達した後の事業年度を除く。）を含む。）の確定申告書に、同項各号に定めるところによる特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、移転時価資産価額の算定の基礎となる事項を記載した書類その他の財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。

9　税務署長は、前項の明細書の添付がない確定申告書の提出があった場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その明細書の添付又は書類の保存がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該明細書及び当該書類の提出があった場合に限り、第七項の規定を適用することができる。

10　法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に規定する期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額の計算については、第二項及び第三項（これらの規定を第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）並びに前二項中「確定申告書」とあるのは、「中間申告書」とする。

第百二十三条の十第一項中「適格分割に該当しない」及び「適格現物出資に該当しない」を削り、「適格事後設立に該当しない事業の譲受け（」を「事業の譲受け（適格分割又は適格現物出資に該当するものを除く。」に改め、同条第九項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第百二十三条の十一第一項第一号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改める。

第百二十四条第二項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立（」を「適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改める。

第百二十五条第二項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改める。

第百二十六条第二項第一号中「第十四条の八第二号ロ及びハ」を「第十四条の八第三号ロからニまで」に改める。

第百二十六条の二第一項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改める。

第百二十八条第一項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「この条」を「この項」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第二項中「適格組織再編成により当該適格組織再編成に係る被合併法人等」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）により当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人（以下この項において「被合併法人等」という。）」に、「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割法人等」を「分割法人又は現物出資法人」に、「適格組織再編成の」を「適格合併等の」に改める。

第百二十九条第三項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資又は適格事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改める。

第百三十一条の見出し中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同条第一項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同条第二項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第百三十三条の二第一項中「適格事後設立（」を「適格現物分配（」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に、「適格事後設立に」を「適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この条において「適格分割等」という。）に」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人（以下この条において「分割承継法人等」という。）」に改め、同条第二項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び次項において「適格分社型分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）」を「適格分割等により分割承継法人等」に、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割等」に改め、「減価償却資産」の下に「又は当該適格分割等により当該分割承継法人等に移転する資産」を加え、同条第三項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第四項中「場合」の下に「又は内国法人の残余財産が確定した場合（当該残余財産の分配が適格現物分配に該当する場合を除く。）」を、「前日」の下に「又は当該残余財産の確定の日」を加え、同条第七項中「被事後設立法人に」を「被現物分配法人に」に改め、同項各号を次のように改める。

一　適格合併又は適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）　当該適格合併の直前又は当該適格現物分配に係る残余財産の確定の時の一括償却資産

二　適格分割等　次に掲げる一括償却資産

イ　当該適格分割等の直前の一括償却資産のうち第二項の規定の適用を受けたもの

ロ　当該適格分割等の直前の一括償却資産のうち当該適格分割等により分割承継法人等に移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産又は当該適格分割等により分割承継法人等に移転する資産に係るものであることその他の財務省令で定める要件に該当するもの（イに掲げるものを除く。）

第百三十三条の二第八項中「適格分割型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第九項中「適格分割型分割（以下この項において「適格合併等」という」を「適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る」に、「分割法人（」を「現物分配法人（」に、「適格合併等の日の前日」を「適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日」に、「第二項に規定する適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同条第十項中「事後設立法人」を「現物分配法人」に改める。

第百三十六条の二第一項中「、適格現物出資又は適格事後設立法人」を「又は適格現物出資法人」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同条第二項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、「又は適格分割型分割」を削り、「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第三項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同条第五項第三号中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改める。

第百三十九条の二第四項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立（」を「適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改める。

第二編第一章第一節第四款第六目の目名を次のように改める。

第六目　一株未満の株式等の処理の場合等の所得計算の特例

第百三十九条の三の二第三項中「第六十一条の二第九項」を「第六十一条の二第八項」に改める。

第百三十九条の四第四項中「適格事後設立（」を「適格現物分配（」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に、「適格事後設立に」を「適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この条において「適格分割等」という。）に」に、「被事後設立法人」を「被現物